

文化財保護行政の現状と課題

小石川 透

はじめに

平成十六年五月の文化財保護法の改正（平成十七年四月一日施行）によって、文化的景観と民俗技術とが文化財の対象となり、さらには登録有形文化財の対象範囲が拡大されるとともに、登録有形民俗文化財制度、登録記念物制度が創設されるなど、文化財保護行政を取り巻く状況は、近年大きく変化しようとしている。

その背景として、近年の急速な生活様式の変化と、地域社会を形成してきたコミュニティの崩壊、さらには全国的な都市化と開発事業の伸展などによって生じた伝統文化や生業に関わる技術の喪失及び、人々の生業と結びついて形成された文化的景観の減少などがある。すなわち、今まで各地域で培われてきた文化的な財産が、急速に失われつつあるということが考えられるのである。

そうした状況下にある文化的な財産を、どのように保存・活用していくのかは、平成十九年十月に取りまとめられ公開された「文化財審議会文化財分科会企画調査会報告書」内において提言されている諸方策においてより深く議論されており、今後の文化財保護の取り組みに大きな変

化をもたらすことになると思われる。

以下、現在の文化財保護における新たな取り組みと、今後の文化財保護における課題等を述べることとしたい。

筆者は、平成十八年十月の人事異動で文化財保護行政に携わることになってから、一年と少しという短さであり、上記の課題について、今まで文化財保護行政に真摯に取り組んで来られた諸先輩方より深く踏み込むことは到底出来ないものと思われるが、自分なりに実務を進めていく上で感じた点を交えながら論述していくこととしたい。

一 文化財保護における新たな制度的整備

文化財保護法第二条第一項において定義される文化財とは、有形文化財（建造物、美術工芸品などで、芸術上、学術上価値の高いもの）、無形文化財（演劇、音楽、工芸技術などで歴史上、芸術上の価値の高いもの）、民俗文化財（衣食住、生業、信仰、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など国民生活の推移を理解するために不可欠のもの）、記念物（古墳、城跡などの遺跡、庭園などの名勝地、動植物、地質鉱物などで、学術上

価値の高いもの）、文化的景観（国民生活又は生業の理解のため不可欠の景観地）、伝統的建造物群（歴史的風致を形成する伝統的な建造物群で価値の高いもの）である。

これらを指定及び選定して保存・活用の措置を講ずるのが、もつともよく知られているであろう文化財保護の制度である。

他に民俗文化財において、無形の民俗文化財の内、特に記録作成などを行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択する制度や、有形文化財、有形民俗文化財、記念物のなかで、一定の価値があり、とくに保存及び活用の措置が必要であるものを、文化財登録原簿に登録する制度がある。

これらの内、前述の文化財保護法の法改正によって創出されたのが、文化的景観の保護制度、民俗技術の民俗文化財への定義付け、登録記念物制度、登録有形民俗文化財制度である。

文化的景観とは、「地域の歴史及び文化と密接に関わる固有の風土的特色を表す文化遺産（文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について）平成十六年十二月二十七日付け 一六庁財第三二〇号 文化庁次長通知 以下「第三二〇号通知」とする）であり、水田・畑地などの農耕に関する景観地をはじめとする、「基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの（重要文化的景観選定基準二）」を指すが、「近年の土地開発や過疎化等によりその文化的価値が認められず消滅していくことが多い（前出「第三二〇号通知」）ことから、その保護措置を行うため、新たに文化財として位置付けがなされたのである。

重要文化的景観の選定には、景観法（平成十六年十二月施行）第八条第二項第一号に規定する景観区域又は、同法第六十一条第一項に規定する景観地区内に、文化的景観を定めて保存調査を行い、地方自治体が文化的景観の保存のために必要な規制を定める条例等を整備した上で文化的景観保存計画を策定し、文化的景観を形成する土地や家屋の所有者等の同意を得る必要がある（文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について）平成十七年四月二十六日付け 一七庁財第三三〇号 文化庁文化財部長通知 以下「第三三〇号通知」とする）。

景観区域または景観地区の中にある文化的景観であることが重要文化的景観選定の要件であることからわかるとおり、文化的景観の制度は景観法と密接な関係があり、文化財の概念に空間的な広がりを導入し、失われつつある日本の原風景とも呼べる景観を、文化財保護行政の立場から保護していくことを法的に整備したものであると考えられる。つまり、文化財保護行政単独による保護ではなく、各行政担当が横断的に力を集め、日本が今まで培ってきた風土を守り、活用していくことを目指したものである。そのため、前出「第三三〇号通知」においても、文化財保護を所管する部署が、「積極的に景観法担当事務局と情報交換する」ことを求めている。

民俗技術の民俗文化財への定義付けは、風俗慣習と民俗芸能というそれまでの民俗文化財の定義に、新たに民俗技術を加えたものである。ここでいう民俗技術とは、「生計を賄うために用いられてきた生業に関する技術や、日常生活において用いられてきた衣食住に関する技術（生活維持のための技術）（文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示

の整備等について」平成十七年三月二十八日付け 一六庁財第四一三号 文化庁次長通知 以下 「第四一三号通知」とする」と、それに使用される道具や施設についてである。具体的には、「鍛冶や船大工等の生活や生産に関する用具、用品等の製作技術など、地域において伝承されてきた技術（第三二〇号通知）」及び、その用具、用品である。

保護措置については、今までの民俗文化財に対するものと同様に、保存伝承活動の支援や、用具の購入や修理の支援などがある。

登録記念物制度及び登録有形民俗文化財制度については、前出「第三二〇号通知」によれば、「文化財として一定の価値は認められるものの評価が定着しておらず、直ちに既存の指定制度による指定を行うことは困難であるが、放置しておくことと消滅等の可能性が高い」近代の文化財が多数存在している現況を踏まえ、それらの保護措置として、登録制度を拡充したものである。

それぞれの登録基準（第四一三号通知）を見れば、登録有形民俗文化財では、形態、製作技法、用法等において、日本の生活文化の特色を示すものや、有形の民俗文化財のコレクションで、歴史的変遷や時代的、地域的特色等を示すもの、日本以外の有形民俗文化財のコレクションで、日本への生活文化の伝播や、比較等によって日本の生活文化の特色を示すものなどがあげられ、登録記念物では、地域の歴史の特色を表している遺跡や、時代を特徴づける造形をよく遺している名勝地、自然の特徴や人と自然の関わりを示す動植物や地質鉱物などがあげられている。

現在の文化財保護制度は、今まで述べてきた法的整備によって、その対象を拡充しているが、その前提として、社会状況の大きな変動による

文化財の喪失があることは前述のとおりである。

次節においては、そうした社会状況の変化に対し、どのように文化財を保存し、活用していくのかを検討した、平成十九年十月の「文化財審議会文化財分科会企画調査会報告書」や、「ふるさと文化財の森システム」等について概観する。

二 文化財保護における新たな取り組み

平成十九年十月二十日、二十一日の二日間、青森県弘前市西茂森の重要文化財長勝寺本堂保存修理の現場において、文化庁主催の文化財建造物保存修理公開・展示事業が行われ、雨模様の悪天候にもかかわらず多数の市民が訪れ、盛況をみた。これは、文化庁のすすめてきた「ふるさと文化財の森システム推進事業」の一環であり、平成十九年度から行われた文化財建造物保存修理・公開展示事業（全国五ヶ所）の嚆矢であった。

「ふるさと文化財の森システム推進事業」とは、文化財建造物の九割が木造建築であり、その修理が伝統技術によって行われることから、その伝統的資材の供給と伝統的な技術の継承、そしてそれらに対する普及啓発活動を行う事業である。具体的には、檜皮、茅、漆等の文化財の修理に必要な伝統的な建築資材の供給林である「ふるさと文化財の森」の設置、修理用資材と修理に関連する伝統的な技能についての普及啓発活動、技術継承のための技能者の養成などである。

弘前市で行われた事業は、右の内、普及啓蒙のために行われたもので、

伝統的な用具であるヤリガンナを使った資材の成形の実演や、柿葺の実演と体験等、修理用資材の実際と、それらを加工していく伝統的技法を市民に周知することができたものと思われ、文化財保護への市民の理解を深めることに役立ったのではないかと思う。

また、筆者を含めた文化財保護行政の担当者も、日頃触れることの少ない、伝統的な用具や技法を目の当たりにすることができ、改めて文化財の経てきた長い歴史と、培われ継承されてきた技能の素晴らしさを感じることもできた。それは、文化財を通して、伝統的な文化の価値を再確認したということであり、文化財を今まで大切に保存してきた地域への誇りにもつながっていくことでもあると考える。

地域の特性を考えたとき、真っ先に想起されるものが、その地域の歴史や文化を凝縮した存在、すなわち文化財なのではないだろうか。いわば文化財が地域の自己認識の核となるのであり、平成十九年十月の「文化財審議会文化財分科会企画調査会報告書（以下「報告書」とする）」の、「地域活性化を進めるため、個性あふれる地域づくりが課題となる中で、地域のアイデンティティを確保し、そのきずなを維持するものとして、文化財や伝統的な文化の価値が高まっている」という記述に見るとおり、現在の地域における文化財の持つ価値を考えたとき、文化財保護の取り組みとして、地域づくり、まちづくりの視点も交えた、社会全体での保存・活用の方策を考える必要がある。

「報告書」では、社会の変化に応じた文化財保護に関する新たな保存・活用の方策として、「文化財を総合的に把握するための方策」と「社会全体で文化財を継承していくための方策」とを検討している。

「文化財を総合的に把握するための方策」では、文化財とその周辺環境は、「文化財を核とした文化的な空間を形成し、核となる文化財の魅力を高める領域」であり、市町村において、周辺環境も含めて文化財を総合的に保存・活用し、地域の歴史・文化を保護するための基本構想である「歴史文化基本構想」を策定して、保存・活用の計画を定めていくことを提言している。

この「歴史文化基本構想」については、関連する複数の文化財を「関連文化財群」と位置づけ、総合的に関連する文化財をとらえることで新たな価値を見いだすことや、特定地域に文化財が集中している場合は、その区域を「歴史文化保存活用区域」として設定し、文化的な空間を創出することなどを盛り込むことが望ましいとされている。

「社会全体で文化財を継承していくための方策」では、①文化財に対する親しみを深めるための方策、②文化財保護にかかわる人材を確保するための方策、③文化財保護に対する支援を充実させるための方策の三つについて、それぞれ提言されている。

①では、特に子どもたちを対象にして、地域の伝統文化や文化財を学習、体験してもらい、それを一般に紹介していく取り組みなどが提示されている。②では、文化財の保存修理や保存・活用の現場では、文化財に対する高度な知識や、行政のシステム及び地域社会の現状を把握した人材を確保することが必須であることから、その具体策として兵庫県で行われている「ヘリテージマネージャーの派遣制度」が紹介されている。ヘリテージマネージャーとは、まちづくりにおいて歴史文化遺産（文化財とそれをとりまく環境の意）の活用を推進させるために、建築士など

の専門技術者、まちづくりコンサルタントなど住民団体の様々なまちづくり事業を支援している者、文化財に興味をもっている地域住民などで、一定の講習を受けた人を、地域の歴史文化遺産の保存・活用に関わる人材として登録する制度である。③については、文化財保護に関する寄附の促進、行政とNPO法人等の民間団体や地域住民との連携の促進などがあげられている。

以上を概括すれば、今まで個別で指定され、保存・活用されてきた文化財を、その周辺環境や、地域的な広がりの中でとらえなおし、新たな価値を見いだしながら、社会全体による一層の保存・活用を進めていくことを目指した提言であるということが出来るだろう。

この「報告書」でなされた提言を受けて、今後新たな施策がなされていくと考えられる。本報告書の中心的な提言である「文化財を総合的に把握するための方策」では、「一定のテーマのもとに文化財をその環境も含めて総合的にとらえ、まちづくりや地域の活性化などに生かしていく視点が重要である」としており、また「歴史文化基本構想」を策定し、それに基づいた施策が行われた場合には、「一定の方針に基づいた文化の薫り高い空間が形成され」、地域の活力の向上に寄与すると提言しているが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎重を期する必要があると考えられる。

いうまでもなく、文化財保護とは、その文化財が本来持っている真実の価値を保存し、活用していくものである。それだけにそうした保存・活用を困難にするような施策は行われるべきではないし、文化財保護行政に携わる者は、何がその文化財にとって真実の価値なのかを、常に意

識して職務を遂行すべきである。そういう点で、「報告書」で述べられている、文化財に対する「一定のテーマ」や「一定の方針」については、調査や研究などにより真実の価値を把握した文化財を基盤にして地域の歴史や伝統的な文化を掘り起こし、その魅力を地域の誇りとできるようなものではなくてはならないだろう。

現在都市計画の分野では、まちおこしの一環として、景観保全や景観形成を目指し、ある一定の方針やテーマに沿ってまちなみを修景していく事例が全国的に見られるようになった。景観法の施行もその流れに追い風となり、より景観を重視するまちづくりは、全国的な潮流となった観がある。また、歴史的な景観を生かしたまちなみづくりを行う地方自治体に対して国土交通省が支援を行う、「歴史的環境の保全・整備によるまちづくり」など、今後、まちづくり・地域づくりを、文化財もしくはそれに類する歴史的・伝統的な地域の資産を中心として計画することが増加していくと思われる。その際、文化財の保存・活用についての視点と無関係に、文化財を中心としたまちづくりが行われるということはあり得ず、都市計画の分野との関係は、文化的景観の保存・活用を含めて、今後ますます深くなっていくだろう。

まちづくり・地域づくりに携わる際、文化財をどのように位置付けるのか、その位置付けが文化財の持つ真実の価値を損なうことはないかなど、慎重に考察しながら事業を行っていく必要があるだろう。文化財を保存・活用しながらのまちづくりは、ある一つのテーマに沿ったテーマパーク的な修景とは完全に異なるべきであり、地域の歴史的な流れの中で育まれた、人々の営為の証ともいえる地域固有の文化を生かすもので

なくてはならないと考える。そのときこそ、「報告書」で謳っている「誇りある地域の形成」につながっていくのではないだろうか。

おわりに

文化財保護法第一条では、文化財を保存し、活用することが同法の目的のひとつであるとされている。文化財を保護するという立場において保存と活用に努めることは大前提であり、文化財保護行政のすべてであるといっても過言ではないだろう。

しかし、近年の社会状況の変化によって、それまで地域で培われ保存されてきた歴史的・文化的な財産としての文化財が、文化財保護に携わる人々の努力にもかかわらず多く失われてしまっている。今回その状況に対して、制度的な整備が図られ、さらには文化財の保存・活用に関する新たな方策や改善について提言がなされた。実際に文化財保護行政に携わる上で、既存の制度はもちろん、新たな制度についても習熟し、文化財の保存・活用を遺漏無く遂行できるよう努める必要がある。また、提言された方策についても鵜呑みにするのではなく、その提言が文化財保護の現場でどう生かされるのかを考える必要があるだろう。

かつてない程のスピードで変化していく社会状況の中で、かけがえない文化財をどのように保存・活用していくのかは、実地で文化財に接する市町村の行政担当者はもちろん、専門的な知識と技術を有する専門家、そしてなにより、文化財と身近に接している地域住民との連携によって方策を求めていくほかないと考えられる。

その際に市町村の文化財保護行政の担当者に求められることは、「報告書」の「社会全体で文化財を継承していくための方策」であげられている「様々な活動をコーディネートする機能」を担うことだろう。

文化財の保存・活用についての様々な活動を総合的に把握し、事業や人材を連結させ、地域が必要としている方向に活動を収斂させ、最終的に社会にその成果を還元していくことは、情報の把握や組織的な面で、現段階では行政が担うべきではないだろうか。

そのためには文化財保護行政の担当者には、行政的な手続きへの習熟と、より高い専門性、そして地域の住民や地域社会に対する確かな現状認識が必要となるだろう。さらには、社会との関わりから文化財保護に対する視点を持つことや、文化財のもつ価値を、保存と活用を通じて、積極的に社会に還元するにはどうすべきなのか、実現に向け解決すべき問題を把握し、対処するための方策を検討していく能力を養うことも必要だと考える。

以上、雑駁な内容ではあるが、文化財保護行政の現状と課題について若干の検討を行ってみた。先述の通り、筆者は文化財保護行政担当者としては経験年数が浅く、それ故の誤りや思いこみなどあるかと思われるが、諸先輩方のご指導の程を請う次第である。

(こいしかわ・とおる 弘前市教育委員会文化財保護課主事)